

2014年2月6日

厚生労働大臣 田村 憲久 様
厚生労働省保険局長 木倉 敬之 様
厚生労働省保険局医療課長 宇都宮 啓 様
中央社会保険医療協議会 様

全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

「流通薬価妥結率に係わる減算制度」の導入廃止を求める

厚生労働省は2014年1月29日の中央社会保険医療協議会（以下、中医協）の総会で、2014年診療報酬改定に関し「個別改定項目について」との改定内容の案を示した。許可病床が200床以上の病院において、「(医薬品価格交渉における) 妥結率が低い場合」の点数を新設する提案がされている。

内容の詳細が示されていない段階ではあるが、「妥結率が低い場合は、初診料、再診料、外来診療料を減算する」ということは、決して看過できない問題点を含んでいる。

そもそも診療報酬と関係のない民間の医薬品価格交渉の問題を点数評価に持ち込むのは前代未聞であることや、医療機関にのみペナルティをかけるなど、民間取引への明らかな公的介入であり、優越的地位のない民間事業者に対して公的に「介入」することは独占禁止法違反の疑いがあること、さらに流通薬価の形成に競争原理が働かない結果として、薬価高騰をもたらす限りある医療費資源を費消することになる。

中医協総会（2013年12月25日）においても、このようなペナルティ措置については異議を唱える委員が多く、「卸側が法外な高額維持を提示したまま譲らないという可能性もあるため、きちんとした仕組みを作った上で具体的に提示すべき」との意見も出されていた。

上記から、以下について強く要望する。

記

一、2014年診療報酬改定において、初診料、再診料、外来診療料に「妥結率が低い場合」の点数を新設する提案を取り下げること。

以上